令和4年2月定例会 一般質問(概要)

令和4年3月7日(月) 質問者:みよしかおる 議員



<みよし議員>

大阪維新の会大阪府議会議員団のみよしかおるです。通告に従い、質問をさせていただきます。

1. ポストコロナに向けたデータヘルス改革の未来への取組み

1-① ヘルスデータの利活用

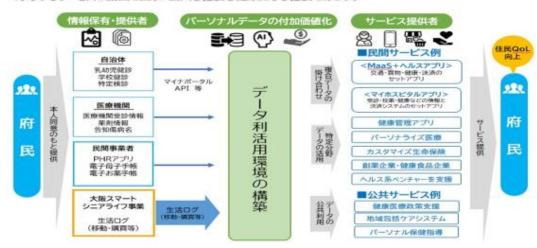
<みよし議員>

昨年2月定例議会において、パーソナルデータバンクの取組みについて、スマートシティ戦略 部長よりご答弁頂きました。

大阪府の取組み内容 | 2) スマートヘルスシティ計画



将来的には、大阪スマートシニアライフ事業等を通じてデータの利活用することにより、住民QoLの向上に寄与するサービスの創出を図り、個人も社会も健康になる社会をめざす。



医療データ利活用の手法としては、例えば、次世代医療基盤法の仕組みに基づいて、医療機関経由でデータを認定事業者が取得し、匿名加工して利活用する方法がありますが、本人からの事前の同意に基づき、個人からデータの提供を受ける、いわゆるオプトインによるデータを収集して利活用する方法もあります。

本人がデータの利活用の範囲について自らの意思で決定することができるオプトイン方式によるデータの収集・利活用の推進に向けてどの様に取り組むかをお伺いいたします。

<スマートシティ戦略部長答弁>

- ヘルスデータをはじめとした様々なデータを利活用することは、住民の QoL 向上に大きく貢献するものでございます。
 - そのためには、本人同意に基づくデータ流通のためのシステム面の環境整備と、データを目的外で利用しないなどのルール面での整備が必要でございます。
- 来年度整備する広域データ連携基盤「ORDEN」は、まずはスーパーシティ関連のサービス実装に向けた構築を進めますが、将来的には、府民がデータ利活用の範囲を選択し、同意を得た上で、様々なサービスを享受できるプラットフォームとなることをめざすものでございます。このため本府では、関連業界のガイドラインの策定を担う団体のご協力を得まして、有識者や民間企業等と連携し、ルールづくり等の環境整備に関する検討を始めたところでございます。
- まずは、医療データよりも比較的ハードルの低い日常的な健康データの流通に重点を置いて 検討を進めまして、住民の QoL 向上に資するデータヘルスサービスの創出を図り、2025 年大 阪・関西万博に向けて、ヘルス分野も含めたさらなるデータ利活用への機運を高めてまいりた いと存じます。

<みよし議員>

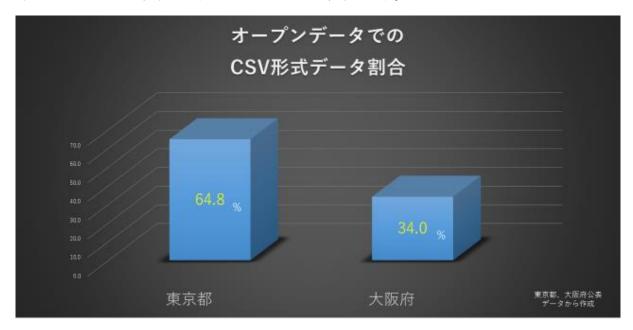
個人の医療データは、本来個人のものであるはずです。現状は、本人に関するデータでも行政 や民間企業、医療機関が保有するデータを自由に閲覧することや、データ連携して利活用すると いうことができません。

昨年10月からマイナポータルで本人や医療機関が処方情報や特定健診等の情報にアクセスできる仕組みも提供されています。データは本人のものという精神の下、こうしたデータを幅広く連携させて住民に役立つサービスの創出を大阪が先導できるよう、頑張っていただきたいと思います。併せてORDENが他の官民のプラットフォームのベースとなるよう、しっかりとベンダーなど関係団体と連携を深めていただきたいと思います。

1-② オープンデータの推進

<みよし議員>

行政が保有するデータの利活用を進める上では、データを公開し、民間企業等が大阪でビジネス等につなげていく二次利用を促進していくことが効果的です。



東京都では約4,100件のオープンデータの6割程度がCSV形式データとして公開されていますが、大阪府では47件のオープンデータの3割程度。データの二次利用まで考えたときに、CSV等の形式で公開することが重要です。

これには、データの発生源であり、データを保有する庁内各部局において、CSV形式等のデータへの積極的な切り替えを進めることが必要ですが、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

また、東京都や静岡県では、行政が保有するデータを、民間企業等が地域の課題解決や住民の 利便性向上に活用する「オープンデータハッカソン」を開催するなどの取組みを進めています。 府においても、こうした取組を進めてはどうでしょうか。併せてお伺いいたします。

<スマートシティ戦略部長答弁>

- 公民共同でスマートシティを実現していくためには、地域の課題を見える化し、公民で共有して取り組みを進めることが不可欠だと考えております。そのためには、行政が保有する様々なデータをオープン化していくことが重要でございます。令和2年9月定例会におきましても貴会派からご質問いただき、その重要性について答弁させていただきました。
- 本府のオープンデータをより一層二次利用しやすくするため、活用ニーズが高いと考えられるデータを中心に、CSV 化を、CSV 化といいますのは、利用者が再入力する必要なくファイルをそのままデータをコンピュータに取り込めるという、そういうデータ形式でございますが、CSV 化を進めてまいります。また、データの受け渡しを容易にする仕組みである API のオープン化に取り組み、これらに向けたマニュアル作成やツールの提供等、庁内部局をサポートする環境整備を進めてまいります。
- オープンデータの利活用の促進につきましては、来年度、大阪スマートシティパートナーズフォーラムで新たにデータ利活用に関するワーキンググループを立ち上げ、有識者や企業等も交えて議論を深めるとともに、大阪公立大学等とも連携を図り、いわゆるハッカソン等のイベント開催などを予定しているところでございます。企業等のニーズも伺いながら、効果的な取組みについて今後とも検討を進めてまいります。

1-③ 総合診療医

我が国では、総合的な診療能力を有する医師の専門性を学術的に評価するため、平成30年度に新たな基本診療領域の専門医として「総合診療専門医」が位置づけられました。大阪府においても、令和2年3月に策定した大阪府医師確保計画において、幅広く多様な健康問題を網羅的に迅速かつ的確に判断し、全人的な医療を提供することができる総合診療医の養成を進めるとしています。

優れた地域包括ケアシステムを構築し、幅広い疾病疾患に対応できる総合診療医は、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、有事においても地域医療の核となりうる存在として期待できます。

一方大阪府では、令和3年度に新たに総合診療科の専門研修を開始した医師は一人であり、これまでの総数も東京都108人、神奈川県35人と比較して大阪府は20人と少ない現状です。こうした課題も踏まえ、府では、総合診療医の確保に向けてどのように取り組むのでしょうか、お伺いいたします。

<健康医療部長答弁>

- 超高齢社会を控え、疾病が複合化・複雑化した患者の増加が予測されることから、府では令和2年に総合診療科医師確保懇話会を設置し、多様な医療ニーズに幅広く対応できる都市型の総合診療医の養成について意見交換を進めてきました。
- 懇話会の意見等を踏まえ、令和4年度からは、大学卒業後に府が求める診療業務に従事する ことになる地域枠医師の指定診療業務に、総合診療を加えることといたしました。
- 今後は、府の医療ニーズに沿った総合診療医の育成を図るプログラムや医師の派遣先病院の あり方などについてさらに検討を進めます。

<みよし議員>

大学を卒業し、総合診療医となったドクターがキャリアを形成し続けられる環境を整備していただくよう、国に要望をしていただきたいと思います。また、総合診療医が、我々府民にとって医療の「コンシェルジュ」の役割を果たしてくださることを期待しています。今後ヘルスケアデータを活用するためにも、患者を総合的に診てくださる「総合診療医」のようなドクターが必要です。

昨年度委員会でも質疑しましたが、国において、医師の総数を抑制しながら、相対的に医師の多い県から少ない県へ偏在を是正する方針のもと、医師養成課程において、大阪府には厳しいシーリングが課せられています。今後の新興感染症への健康危機管理も含め、大阪の持続可能な医療提供体制の確保に支障が生じるのではないかと心配しています。都市部の課題など地域の実情に理解を求めるべく大阪府から国に働き掛けるよう、改めて要望しておきます。

以上3点の取り組みを進化させ、府民に「ヘルスデータを創出し活用される」よう働きかけ、 「府庁内で所有するデータでより府民の生活向上に資するサービスを生み出せるベースを強化」 し、府民の身近に「総合的に医療相談ができる医師がいる環境を整備」していただきたいと思い ます。

これが整ってパーソナルヘルスレコード・AIが追加されることで、ポストコロナにおいて求められる「データヘルス改革の未来」が実現可能です。取り組みの加速化をよろしくお願いします。



2. 郊外の公共交通路線の維持等に係る取組み

2-① 総合的な交通のあり方検討

<みよし議員>

人口減少・少子高齢化・核家族化の進展の中で、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の 選択肢がなくなりつつあり、バスなどの地域公共交通の役割がますます重要となっています。

大阪府では来年度、総合的な交通のあり方について検討を行うと聞いており、課題が山積する 地域公共交通についても検討してもらいたいと思っています。総合的な交通のあり方検討の目的 についてお伺いいたします。

<都市整備部長答弁>

- 交通を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進展やテレワークによる生活様式の変化、近年の 自動運転の取組に代表されるような、デジタル技術やテクノロジーの発展などにより、変化し ております。
- 地域の暮らしを支える公共交通につきましても、お示しのとおり、利用者の減少に伴うバス 路線の撤退などの課題も顕在化しているところでございます。
- こうした状況を踏まえ、来年度、持続可能でかつ大阪の成長・発展を支える交通のあり方を 検討することとしており、市町村や学識経験者などの意見も伺いながら進めていく予定でござ います。

<みよし議員>

来年度の検討では、大きな交通施策の方向性に加えて、各地域が抱える課題解決につながるよう調査し、市町村との議論も行ってください。

市域をまたぐことが多い路線バスが、商業施設や医療機関など目的地を増やして乗客を増やすために、大阪府が市域を超え、市町村同士が連携して公共交通の維持に取り組めるよう、リーダーシップを発揮してほしいと願っています。

2-② AI オンデマンド

<みよし議員>

AI オンデマンド交通は、AI による効率的なルート設定と配車がリアルタイムで行われ、かつ、乗合を発生させながらエリアを細かくカバーできるため、地域の移動課題の解消と運行の効率化を実現する、これまでに無かった新たな公共交通となるものです。その普及には大いに期待しているところです。

しかし、導入を市町村単独で検討するのは難しく、特に小さな市町村では、資金面の課題以前

に、導入を検討するための情報や、バス・タクシー事業者など関係者調整のノウハウが無い等、 課題もあると聞いています。

AI オンデマンド交通の府域内での導入促進には府の積極的な関与が必要と考えていますが、 今後どのように進めていくのでしょうか。お伺いいたします。

<スマートシティ戦略部長答弁>

- 府内での AI オンデマンド交通の導入促進に向けましては、今年度、大阪スマートシティパートナーズフォーラムにおきまして「AI オンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」を 21 自治体と立ち上げ、交通事業者やシステム事業者とも意見交換をしてまいりました。その中で自治体では自らが運行主体となることの負担の大きさがあり、交通事業者は自治体との連携などが課題であることを確認いたしました。
- こうしたことから、導入促進にあたっては、交通事業者が広域でサービスを担いつつ市町村と連携することで、事業者・自治体双方の負担を減らしながら、より住民ニーズにこたえられるモデルづくりが必要と認識いたしました。
- そこで、本府としましては、来年度、まずは意欲のある交通事業者と先行モデルとなる自治 体が共同で AI オンデマンド交通を導入する事業への補助を検討しております。今後、その成 果を他の自治体や交通事業者にも広めていくことで府域全体への横展開をめざしてまいりま す。

<みよし議員>

よろしくお願いします。

2-③ 電気バスの導入促進とその活用

<みよし議員>

私は、昨年2月議会において、地域公共交通とそのカーボンニュートラルについて、地元バス 事業者の電気バス実証事業などにも触れ、大阪府に対して、環境にやさしいバス事業の支援について要望しました。

このたび、府では、電気バスや燃料電池バスに対する購入補助制度を新たに創設すると伺って おり、是非ともしっかりと取組みを進めてほしいと思います。

この補助事業では、万博会場へのアクセスに使用するバスを補助の要件とするとのことですが、会場から遠い内陸部に路線を持つ事業者は手を挙げにくいのではないかという印象をもちます。幅広い事業者が活用し、地域の路線にも電気バス等が導入されることを期待していますが、どのようになっているのでしょうか。

電気バスは大容量の電池を積んでいることから、停電時には様々な電気製品への給電が可能であり、災害時には地域で役立つものと考えるので、積極的に導入していただきたいと考えます。 市町村が電気バスを災害時に活用できるよう、本事業の実施を通じて、大阪府からも働きかけ ては如何でしょうか。併せてお伺いいたします。

<環境農林水産部長答弁>

- 本事業は、府域全体の運輸部門における脱炭素化を推進していくものであり、あわせて、舞 洲等から万博会場へのアクセスを担うバスのゼロエミッション化を短期的・集中的に加速させ ることとしております。
- このため、府内で運行するバス事業者に広く活用を働きかけることとしており、万博開催期間中の使用の詳細に関しては、今後調整してまいります。
- また、停電時における地域への給電を可能とするため、電気バスにはコンセントを備えることを事業の要件としており、バス事業者や市町村等にも働きかけ、災害時、地域で有効に活用できるよう進めてまいります。

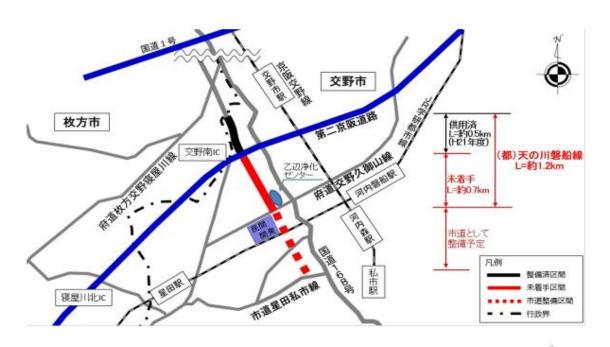
<みよし議員>

以上3つの項目の取組み、コロナ禍での変化をとらえ、バス・タクシーなど公共交通を含む府域の交通のあり方を府が調査することと、AI オンデマンド交通事業と電気バスの導入促進にかかわることは、大阪府が主体的に府域の公共交通の課題をとらえる好機となると考えます。

健康寿命延伸を掲げる大阪府として、府民の足となる公共交通の維持のために、府域の事業者 や市町村が抱える課題は、オール府庁で取り組むべきテーマです。これからも府民のために、市 町村や事業者にとって、大阪府が頼りになる存在となるべく取り組んでいただくよう要望しま す。



3. 都市計画道路天の川磐船線



<みよし議員>

都市計画道路天の川磐船線は、第二京阪道路へのアクセスであり、交野市においての国道 168 号のバイパスとして、新たな南北軸を担う道路です。私は、令和3年2月議会でも、地域の発展のために当該区間の事業着手を訴えかけてきました。

交野市が天の川磐船線の用地取得業務を担い、府が管理する現道の国道 168 号を引き継ぐなど、事業着手に向けた協力を行うとした覚書を、令和3年2月に府市で締結、合わせて二度の要望書を提出するなどの取り組みが身を結び、令和2年度末策定の「大阪府都市整備中期計画」において、「地元市が取組むまちづくりや接続する市道整備の具体化」の条件付きではありますが、事業着手として位置づけられたことは、大変喜ばしく、地元の期待も非常に大きいと感じております。

私も交野市に働きかけていきますので、大阪府においても、市と連携して早期着手に取り組んでほしいところです。

そこで、天の川磐船線の事業着手に向けた取り組みについてお伺いいたします。

<都市整備部長答弁>

- 都市計画道路天の川磐船線につきましては、お示しの沿道のまちづくりや市道整備の具体化を条件に着手することとしております。現在、交野市におきまして、まちづくりの実現に向け、浄化センターの建て替えと合わせた防災拠点機能を有する休憩施設の調査検討が進められているとともに、市道整備についても、順次、大阪府警察や鉄道事業者等と協議を進めていく予定と聞いております。
- 大阪府におきましても、これら交野市の検討に必要となる本路線の道路線形や幅員構成等の

見直しに向けた現地測量などを進めているところでございます。

○ 引き続き、交野市が進めるまちづくりや市道整備の進捗状況を踏まえ、本路線の着手時期を 判断してまいります。

<みよし議員>

よろしくお願いします。

4. 府営住宅の再編・整備

<みよし議員>

交野市には、府営住宅が約1,800 戸あり、このうち8割以上が、高度経済成長期の昭和40年代半ばまでに建設された築後50年を超える住宅です。

これまで、老朽化を理由とした府営住宅の建替えは行わないとしてきましたが、昨年12月に、今後の府営住宅の取組方針を示す「大阪府営住宅ストック総合活用計画」が改定され、市内の交野梅ヶ枝、交野松塚、交野藤ヶ尾の3団地が「再編・整備」として集約建替に位置付けられたことは、非常に良いことであると評価しています。

今後、交野市内の府営住宅の再編・整備を通じたまちづくりについて、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

<建築部長答弁>

- 今般改定した府営住宅ストック総合活用計画において、交野市内に5つある府営住宅のうち、昭和40年代に建設した梅ヶ枝、松塚及び藤ヶ尾の3団地について、事業方針を変更し、エレベーター設置を取り止め、今後10年間で集約建替に着手する再編・整備団地に位置付けたところです。
- このうち、梅ヶ枝団地では、すでに自治会に事業方針の説明を行っており、他の2団地を含め、今後、入居者の居住の安定を確保しながら必要戸数を見極め、順次、建替えを実施し、エレベーター設置などのバリアフリー化はもちろん、社会のニーズに応える高い省エネ性能を確保するなど、居住性能を高めていきます。
- また、建替えにより創出される活用地については、公的賃貸事業者間の連携協議会の場など を活用し、計画の検討段階から地元市と協議し、市の方針や地域のニーズを踏まえながら、民 間の力を積極的に活用し、暮らしを支える生活利便施設や子育て世帯向け住宅の導入を促すな ど、地域の価値・魅力の向上に努めてまいります。

<みよし議員>

梅ヶ枝団地をはじめ、地元の入居者も、長年、建替えを切望されてきました。

交野市と十分協議いただき、生活利便性施設の導入や、子育て世帯が安心して暮らすことのできる住環境の整備など、地域の価値向上にも繋がる魅力的な事業計画を作成いただくよう要望い

たします。

5. 災害リスクの高いエリアにおける開発許可制度の厳格化

大阪府都市計画法施行条例等の改正

OR



- 市町村地域防災計画に定められた 避難場所(土砂災害防止法)への確実な避難にあたり、
 - 避難確保計画の作成
 - 訓練の実施
 - 結果報告の義務化
 - ・助言・勧告を踏まえた計画の見直し

が徹底されているもの

② 土砂災害特別警戒区域の基準を準用

(建築基準法に定める土砂災害による作用が 想定される衝撃等に対する安全な構造基準)

(例:鉄筋コンクリート造、コンクリート擁壁 など)

<みよし議員>

近年、毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害が発生しているため、国は都市 計画法を改正し、この4月から、市街化調整区域の災害リスクが高いエリアでの開発許可が厳し くなると聞いています。

土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域は、危険の周知や避難体制の整備を行う区域ですが、 都市計画法改正により、この区域への開発規制が厳しくなります。

大阪府では、土砂災害警戒区域であっても、避難確保計画が作成等されていれば、許可できる 基準を定めるとのことでありますが、交野市では規制されるエリアのうち、土砂災害警戒区域が 多数あり、「開発できなくなってしまうのではないか」「郊外の土地が活用できる機会を逸するこ とになるのではないか」と私は危惧しており、政調会でも質問したところです。

市街化調整区域の土砂災害警戒区域における避難確保計画を踏まえた開発許可について、どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

<建築部長答弁>

- 本府では、都市計画法の改正を受け、規制される区域を有する市町村とともに、検討チームを立ち上げ、改正法が施行される4月までに、開発許可基準及び運用指針を作成することとしています。
- この基準は、国の技術的助言において、土砂災害警戒区域からの確実な避難を求めていることを踏まえ、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設に対して義務化されている避難確保計

画の作成等に倣った対策を求めるものです。

○ 検討チームによる基準等の作成や具体的な許可事例の情報共有を行うことで、市町村を支援 するとともに、国のホームページで公表されている計画作成の手引きや事例集を周知すること で、事業者の負担も軽減し、災害リスクの軽減を図りつつ、一方で貴重な土地活用の機会を逸 することのないよう努めてまいります。

<みよし議員>

今回の都市計画法の改正等により、大阪府や市町村の開発許可の事務が煩雑化するように思います。4月の施行までに国としっかり調整をして、施行後に混乱がないようにお願いします。

6. 結婚後も自分らしく生き続けるために~選択的夫婦別姓制度~

6-① パートナーシップ宣誓証明制度

<みよし議員>

自由な意思の下に結婚した男女については、それぞれの氏を選択できる選択的夫婦別姓が採り 入れられるべきと考えていますが、残念ながら、最高裁の判決では、夫婦別姓を認めない民法と 戸籍法の規定を合憲とし、選択的夫婦別姓を認めておりません。

大阪府では、性的マイノリティ当事者が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された 事実を、大阪府として公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を導入し、府営住宅の入居申 込み等の行政サービスにおいて、性的マイノリティを支援する施策を行っています。

事実婚のカップルも、様々な事情から婚姻届を出せずに、多くの生きづらさや悩みを抱えており、性的マイノリティだけでなく、事実婚のカップルも積極的に支援することが必要だと考えます。

千葉市や横浜市などでは、性的マイノリティだけでなく、事実婚のカップルをパートナーシップ宣誓証明制度の対象としています。

事実婚のカップルを支援するため、現行のパートナーシップ宣誓証明制度の対象に、事実婚のカップルを含めるべきと考えますが、所見を伺います。

<府民文化部長答弁>

- 本府におけるパートナーシップ宣誓証明制度は、「パートナーであることを公に認めてほしい」という性的マイノリティ当事者の方々の思いに応えますとともに、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、創設したものでございます。
- 一方、事実婚につきましては、住民票の続柄欄に二人の関係性を記載することができますと ともに、婚姻に準ずる関係性につきましても法律上一定認められている状況にございます。
- そのため、現時点におきまして、当該制度で事実婚のカップルを対象とすることは考えておりませんが、今後、対象者をはじめ、その運用について、府内市町村や全国的な動きを注視してまいりたいと考えております。

6-② アンコンシャス・バイアス

<みよし議員>

現行の民法では、夫婦は結婚に際して、夫または妻の姓を称することとされており、どちらの 姓を名乗るべきかということまでは規定されておりません。



しかし実態は、夫の姓を選択する夫婦が約 95.5%と、女性が姓を改める例が圧倒的多数です。

これには「結婚したら姓を変えるのは女性であるべきだ」という無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスが大きく影響しているのではないかと考えています。

女性活躍の推進に向け、様々な取組が進められている中、結婚で改姓することが負担となっている女性は多いのではないでしょうか。

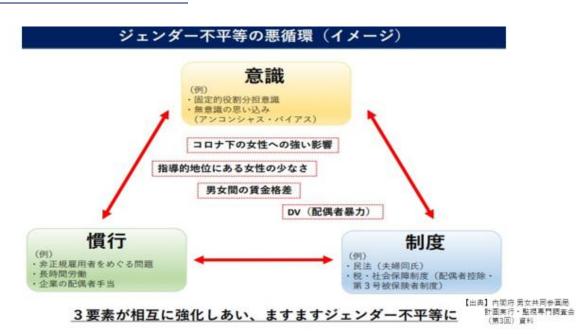
少しでも疑問や違和感を感じるなら、それを見過ごさず、とにかく声に出すということが、個人が多様な生き方を選択することのできる社会づくりに向けた最初のステップになると考えます。そこで性別によるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みについてお伺いいたします。

<府民文化部長答弁>

- 「女性、または男性はこうあるべき」という無意識の思い込みや偏見といった性別によるアンコンシャス・バイアス、これは、家庭生活や職業生活、地域社会等の様々な分野における男女共同参画の阻害要因となっており、その解消に向けた取組は重要と認識しております。
- そこで、本府では、昨年度末に策定いたしました「おおさか男女共同参画プラン」におい

- て、性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を計画の横断的視点に位置付け、庁内関係部局 との連携のもと、性別によるアンコンシャス・バイアスの解消に向けて取組んでおります。
- 具体的には、教育庁と連携し、学校教育現場等において、男女共同参画に関する教育・啓発を実施いたしますとともに、府民や企業人事担当者、市町村職員、学校教職員等を対象に、性別に基づく思い込みや偏見の解消に向けた様々なテーマを設定し、セミナーや研修等を実施しているところでございます。
- 今後とも、このような取組を通じまして、性別による固定観念にとらわれることなく、一人 ひとりがお互いを尊重しながら、主体的な選択をできる社会の実現に向け、しっかりと取り組 んでまいります。

6-③ 選択的夫婦別姓制度



<みよし議員>

男女の格差は「制度」、「慣行」そして「意識」が相互に作用して生み出されるものであると、 内閣府の資料にあります。そこで、結婚時の改姓における「制度」である「選択的夫婦別姓制 度」について伺います。



平成30年に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」によると、選択的夫婦別姓制度に対して、条件付きの賛成も含めると、賛成が66.9%で反対の29.3%を大きく上回っています。

先ほども申し上げましたが、令和3年6月の夫婦別姓に関する最高裁判決によると、現行の夫婦同姓制度を合憲としつつも、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」との判断が示されています。

一方、国際社会に目を向けると、夫婦同姓を義務付けている国は世界で日本だけという状況です。

選択的夫婦別姓制度の導入に関し、平成8年に、国の法制審議会が答申を出してから、四半世 紀以上が経過しています。家族の在り方が多様化し、女性活躍を推進している中、社会の考え方 や価値観も確実に変化してきています。そこで、選択的夫婦別姓制度について、弁護士でもある 知事の所見をお伺いいたします。



<知事答弁>

- 選択的夫婦別姓制度につきましては、私としては、これからの社会に必要な制度であると考えています。選択的夫婦別姓制度については、賛成の立場です。
- 議員もご指摘のとおり、これはやはり国で決めていかなければならないものでもあります。
- 今後、国において、非常にスピードは遅いですが、是非、前向きに議論していってもらいた いと、そして実現してもらいたいと思います。僕自身は賛成です。

<みよし議員>

本日、この議場でこの質疑をお聞きいただいた方で、ご家庭で是非改姓についてお話をいただければと思います。その時どんなお気持ちだったか?今どう思われるか?

選択的夫婦別姓制度の議論が進まないことに一石を投じる質疑をさせていただきました。実際 には国で議論されるべきことです。

令和元年 10 月「選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書」で「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて早急に議論を始めることを要望する」と大阪府議会にて意見書を出しましたが、議論は進んでいません。

結婚したいと思うパートナーがいても、自分の名前で生きたいと願う人の希望が叶う環境を整備してほしいと思います。まずは今回、府議会でこうして議論したように、家庭においても、また国においても、この問題について活発に議論をしていただけることを期待しています。

女性も男性も、府民も国民もそして、世界中の人々も、皆が愛と平和を感じられる環境を整えるために、政治の役割は非常に大きいと考えます。残された任期を、大阪維新の会府議会議員団の一員として、また、歴史と伝統ある大阪府議会議員の一員として誇りを持ち、府民のために自らができることをまっすぐに、活動して参りますことをお誓い申し上げて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

